

「丹後海の幸グルメキャンペーン」実施要領

1 目的

丹後の豊かな海の幸を活用した食の魅力を発信し、観光客の滞在中の飲食機会の充実と満足度向上を図るとともに、地域内消費の拡大を通じて地域産業の活性化に繋げる。

2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 丹後
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
- (2) 飲食店等
飲食店又は食事のみの利用が可能な宿泊施設
- (3) 京都産海産物
京都府で水揚げ、養殖等した海産物
- (4) 事務局
京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 商工労働観光係

3 概要

キャンペーンの概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局は、京都産海産物を使用したメニューを提供する飲食店等を募集し「丹後海の幸グルメキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）」を実施する。
- (2) キャンペーンに参加する飲食店等は、事務局が作成したキャンペーン概要を記載した資料により、対象メニューを注文した方へ概要を説明し、アンケートフォームの二次元コードが記載された用紙（以下、「キャンペーン用紙」という。）を配布する。ただし、キャンペーンカードは対象メニュー提供時に配布する。
- (3) 事務局は、アンケート回答者に抽選で「海の京都コイン（※）」をプレゼントする。ただし、配布者数及び1人当たりの配布額については、別途定める。
- (4) キャンペーンは9月14日（月）から3月12日（金）までとする。

4 飲食店等の参加要件

- (1) 京都産海産物を使用したメニューを提供すること。なお、仕入れの都合上等でやむを得ず他地域産を使用する場合は、その旨明示すること。
- (2) 使用した京都産海産物をメニュー等に表示すること。
- (3) 対象メニューを注文した方へキャンペーン概要を説明し、対象メニュー提供時にキャンペーン用紙を配布すること。
- (4) 丹後に所在し、飲食店営業許可等を有する飲食店等であり、飲食スペースがあること。なお、海の京都コイン加盟店でなくとも参加は可能。

- (5) 事務局が作成するチラシ及びホームページに掲載可能な店舗外観及び料理等の写真を提供できること。
- (6) 事務局が実施するキャンペーン、聞き取り調査及びアンケート等に参加、協力すること。
- (7) 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

5 飲食店等の参加申請

- (1) 別紙様式に必要事項を記載し、令和8年7月17日（金）までに事務局宛てに提出すること。なお、各季節5品までエントリーすることは可能だがチラシに掲載するのは各季節1品とし、その他はホームページに掲載する。
- (2) 申請書には、営業許可証の写し、チラシ及びホームページに掲載可能な写真を添付すること。
- (3) 申請した店舗情報に変更が生じた場合は、速やかに届出を行うこと。
- (4) 事務局は、飲食店等が参加要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等認定店に相応しくない事由を確認した場合は、当該飲食店等の申請を取り消すことができる。

6 飲食店等の参加特典

- (1) キャンペーンチラシを作成し、参加店舗一覧をSNS、観光案内所、道の駅、宿泊施設等を通じて広く周知
- (2) 京都府及び海の京都DMOのホームページに店舗情報を掲載
- (3) 京都府産海産物の利用拡大に係るセミナーに参加可能
- (4) インスタグラマーと連携し、各店舗における広報を支援

7 その他

その他の実施に必要な事項は、事務局が別に定める。

(※) 海の京都コインとは

ふるさと納税の返礼品として、寄付額に応じて発行される電子ギフトですが、ふるさと納税以外にキャンペーン等の特典として地元の方や観光客も受け取ることができ、海の京都コイン加盟店で電子マネーと同じように使用できます。

附則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

この要領は、令和7年6月4日から施行する。

この要領は、令和8年6月29日から施行する。